

9.18 文化財等

9.18.1 調査結果の概要

(1) 調査結果

① 埋蔵文化財包蔵地の状況

対象事業実施区域内の埋蔵文化財包蔵地の概要を表 9.18-1 に示します。

対象事業実施区域内には瀬谷区に 6 箇所、旭区に 3 箇所の埋蔵文化財包蔵地がありますが、瀬谷区の 2 箇所においては米軍基地敷地内により破壊、宅地化により破壊という状況でした。

表 9.18-1 対象事業実施区域内の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
瀬谷区	S03	瀬谷町 54 付近	散布地	畑地	台地上	縄文	—
	S04	瀬谷町 7659 付近	古墳	畑地	台地上	古墳	別太羅塚古墳（円墳）、米軍瀬谷通信隊基地敷地内、破壊
	S05	竹村町 8・中屋敷二丁目 31・瀬谷町 698 付近	散布地	畑地・公園・宅地・雑木林	台地上	縄文（前・後期）・弥生（後期）・古墳	宅地化により破壊
	S06	瀬谷町 7431 付近	散布地	畑地・荒地	台地縁辺部	歴史	—
	S07	瀬谷町 976 付近	散布地	畑地	台地上	縄文	—
	S08	瀬谷町 768 付近	散布地	畑地	低位段丘上	歴史	—
旭区	A12	上川井町 1895 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文（中期）	—
	A17	上川井町 136 付近	散布地	畑地	台地上	（不明）	—
	A18	上川井町 1614 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文（中期）	—

注：1. 表中の地点は、図 9.18-1 に示す番号と対応しています。

2. 備考欄の「—」は、「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」の備考欄等に記載が無かったことを示します。

9.18.2 予測及び評価の結果

(1) 予測

① 予測結果

対象事業実施区域内の埋蔵文化財包蔵地の位置と、施工計画（盛土と切土の範囲）を重ね合わせて、図 9.18-1 に示します。これによると掘削工事に伴う切土工事の範囲には埋蔵文化財包蔵地はほとんど存在しておらず、埋蔵文化財包蔵地が存在する範囲では盛土工事を主に行うため、埋蔵文化財包蔵地への影響は小さいものと考えられます。

また、工事中において新たに貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見した場合には、関係機関に直ちに届出を行い、「文化財保護法」に基づき調査等の必要な措置を行うことから、造成工事の実施による文化財等への影響は小さいものと考えられます。

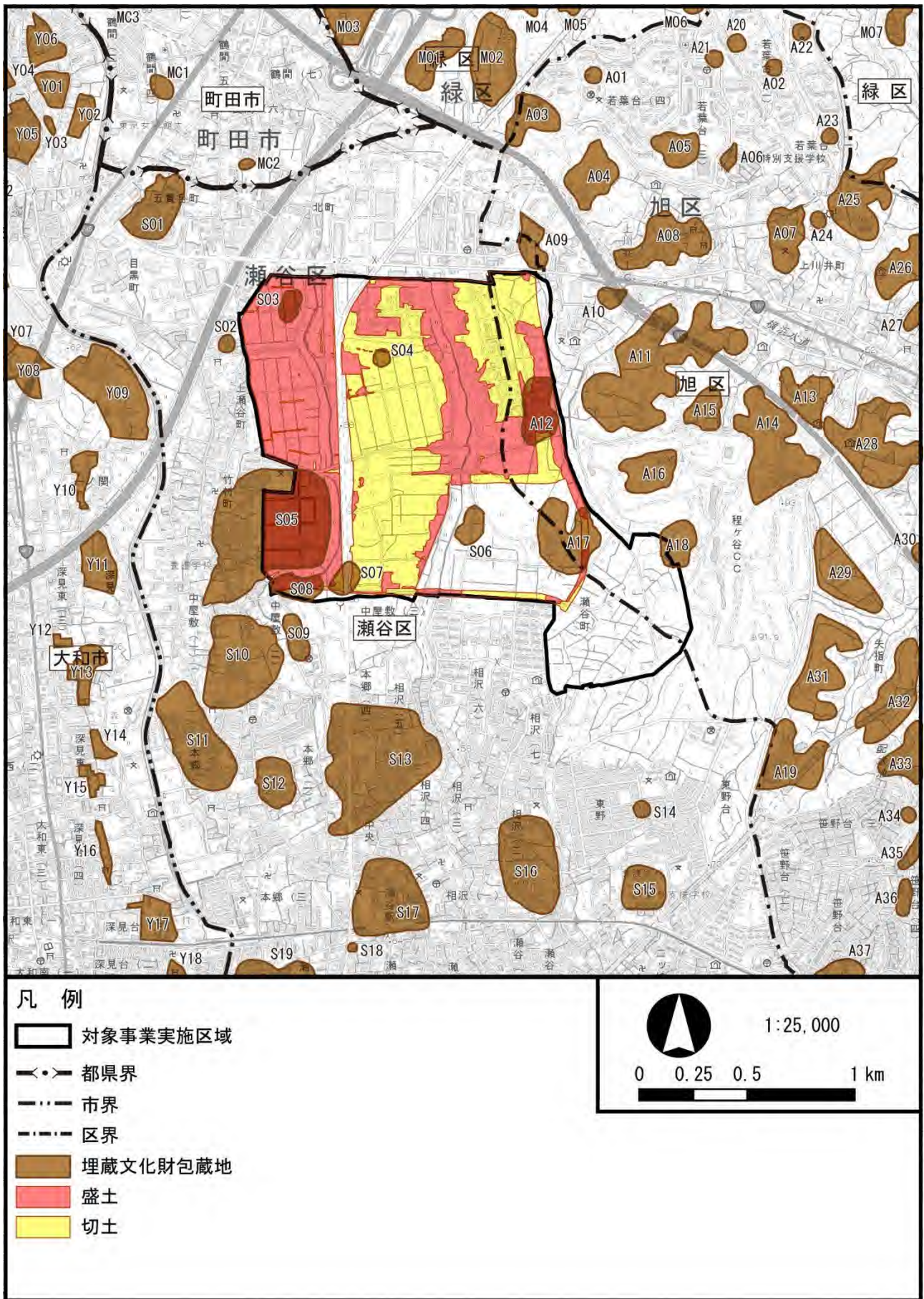


図 9.18-1 対象事業実施区域内の埋蔵文化財包蔵地の位置と施工計画の重ね合わせ

(2) 環境保全措置の検討

表9.18-2に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.18-2 環境保全措置の実施の内容（文化財等）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	埋蔵文化財への影響	埋蔵文化財包蔵地への影響の低減	適切な施工計画	周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲では、掘削工事をできる限り行わない計画にすることにより、影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				「文化財保護法」への適切な対応	新たな埋蔵文化財を発見した場合は、「文化財保護法」に基づき必要な措置を行うことで、影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

(3) 評価

① 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

都市計画対象事業では、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲では掘削工事をできる限り行わない計画とすることから、埋蔵文化財包蔵地への影響は少ないと予測します。

なお、造成工事の実施にあたっては、事前に関係機関と協議を行います。その上で文化財等（埋蔵文化財等）が確認された場合は、関係機関に直ちに届出を行い、協議により必要な措置を行ったうえで造成工事を行います。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲で、できる限り環境影響の低減が図られると評価します。